

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月12日(金)午後1時30分
2. 閉会日時 令和6年4月12日(金)午後2時31分
3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室
4. 出席委員
1番 尾崎 義治 2番 市川 博 3番 本田 勉
4番 後呂 豊 5番 栗栖 一 6番 木戸 孝
8番 藤原 久恵 9番 南 喜久治 10番 小野 真一
11番 清水 哲治 12番 杉谷 孫司 14番 楠本 徹男
5. 欠席委員 7番 鈴木 隆文 13番 柏木 彰文
6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主査 大平 真也
7. 議事日程 開会
議事録署名委員の指名
議事
報告第 6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
報告第 7号 農地使用貸借の合意解約通知について
報告第 8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による
農用地貸付先の変更について
議案第 9号 農地法第3条の規定による許可について
議案第10号 農地法第5条の規定による許可について
議案第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から4月の農業委員会を開催させていただきますと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議に入る前に、職員人事異動がありましたので、ご報告いたします。局長より報告願います。

局長 職員人事異動において農業委員会より尾原係長が生活環境課へ異動となり、建設課よ

り柳原係長が後任となりましたのでご挨拶させていただきます。～挨拶～また、富田事務所、農林水産課、振興係、施設係、住民窓口係でも異動がありました。振興係の三木田係長が建設課へ異動となり、日置川事務所より榎本係長が後任、施設係の浦主査が退職し、建設課より那須主査が後任、住民窓口係の山崎主任が日置川事務所へ異動となり、出納室より竹中主任が後任となりましたのでご挨拶させていただきます。～挨拶～それでは、退席をお願いします。～職員退席～

議長 それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、7番の鈴木委員、13番の柏木委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・ロケ谷地区、三舞地区の推進委員さんが出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。3番の本田 勉委員と8番の藤原 久恵委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

3番委員 はい。
8番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第6号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてご報告いたします。1番についてご報告いたします。議案書の1、2ページをお願いいたします。対象地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして2番についてご報告いたします。議案書の3ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳で、貸人は〇〇の〇〇相続人〇〇さん〇〇歳です。賃借権の解約です。申請理由は、双方合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第6号については、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして報告第7号 農地使用貸借の合意解約通知について、事務局より報告願います。

係長

はい。報告第7号 農地使用貸借の合意解約通知についてご報告いたします。1番についてご報告いたします。議案書の4ページをお願いいたします。対象地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は、3者合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして2番についてご報告いたします。議案書の5、6ページをお願いいたします。対象地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は、3者合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして3番についてご報告いたします。議案書の7ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は、3者合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして4番についてご報告いたします。議案書の8ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は、3者合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして5番についてご報告いたします。議案書の9ページをお願いいたします。対象地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は、3者合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして6番についてご報告いたします。議案書の10ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は、3者合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。

続きまして7番についてご報告いたします。議案書の11ページをお願いいたします。対象地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。借人は和歌山県農業公社で、貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は、3者合意の上で解約をしたため、届出をしましたとのことです。以上、ご報告いたします。

議長

事務局からの報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

〇〇委員

令和2年から農地を借りて1回も耕作せずに返すことになっています。あちこちに農地

を借りてあまりに計画性がなさすぎると思います。農業委員会の場でも何度も上程されていますが、無駄な時間を過ごしたような気分です。きちんとした方に借りてもらいたいと思います。

〇〇委員 何も作っていなかったようですが、どうしてこんな適当な方に貸しているのでしょうか。

〇〇委員 借りた農地すべてで耕作していないわけではありません。元から計画性がなかったのは確かです。兄弟で設立した法人ですが、経営は別に行っているようです。地主は耕作する気が全くありませんが、受け手の農家さんはいない状態です。あちこちでこういった地域が増えていきます。農地を放置すれば固定資産税の課税を強化することもできるので、行政としてきちんと考えていかないといけない問題だと思います。

局長 以前からの貸借の際にもこの会議の場であちこちに借りる計画はどうかと議論になりました。辛い部分ではありますが、貸借に対して許可を出さないとすると、ますます耕作放棄地になってしまう恐れもあります。少しでも可能性があるのであれば、許可をして農業で成功してもらうことが一番望ましいことだと思います。どうして今回のように耕作をせずに返却となったのか、事務局で確認をしました。梅の作業受託を請け負っていることから多忙のため、借りた農地まで手が回らなかったそうです。当然、中間管理事業での貸借ですので、責任を持って現状復帰をした後、地主さんに農地を返却しているところです。慎重に審議をしていく部分ではありますが、結果として今回のようなケースが出てくることが出てしまう場合もあると思います。

〇〇委員 農地中間管理機構は形としてあるだけなのでしょうか。

局長 農地中間管理機構は法律に基づく組織になります。本来は県が主体となってやるべき業務ですが、白浜町では農協さんが業務委託を受けて取次等の事務をしています。また、固定資産税の課税についてのお話もありましたが、法律どおりにいけばおっしゃるとおり課税の強化をすることは可能です。しかし、農地の評価額は低いわけですから課税の強化は効果的な解決には至らないと思います。どうにか農地として利用する政策を皆さんで考えていきたいと思っています。

〇〇委員 湿田で活用の方策はありますか。不可能だと思います。地上げをして畑にして利用する等、考え方を変えていく必要があると思います。

〇〇委員 この法人さんは補助金を受け取ったりはしていますか。ここ最近、真剣に農業をしない方々が安易に受け取れる補助金ばかりだと思います。審査が軽いように思います。

局長 新規就農の国の補助金は町から交付しています。国としてもどうかして新規就農者を増やしていきたいという思いがあるのだと思います。

〇〇委員 どなたが新規就農者で農業をしているかが農業委員や推進委員をしていてもわかりません。そういった方々は一度、この会議の場に来てもらい、顔合わせをしたいと思います。農地を貸してあげるにも顔も知らない方に紹介もできません。

局長 おっしゃるとおりだと思います。そのような場を設けることについて、県の方にも確認をとってみたいと思います。

〇〇委員 新規就農で補助金は受給したものの、農業を続けている方は全国平均で2割程度しかないそうです。

〇〇委員 こういった補助金の制度ができてから従来の農業者への補助金がなくなってしまいました。先ほどの話で8割の人が農業を続けていないのであれば、そもそもの政策が間違っているように思います。

局長 県や国にも地域の声として取り上げたいと思います。

〇〇委員 今回のような案件があがってくる可能性はあります。その時にどうするかが問題です。

議長 その他ご意見等ございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第7号については、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして報告第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更について、事務局より報告願います。

係長 はい。報告第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地貸付先の変更についてご報告いたします。1番についてご報告いたします。議案書の12、13ページをお願いいたします。対象地は〇〇外4筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の株式会社〇〇で、新貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和13年7月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして2番についてご報告いたします。議案書の14、15ページをお願いいたします。対象地は〇〇外3筆で、現況地目は全て畑、面積は合計〇〇㎡です。旧貸付先は〇〇の株式会社〇〇で、新貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。農地中間管理事業による貸付先の変更で、和歌山県の許可日から令和23年7月31日までの使用貸借権の設定で、利用目的は梅栽培です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件について、ご意見ご質問等はございません

か。

〇〇委員 住所が一緒ですが、代表者が変わったのでしょうか。現場は綺麗に管理されていました。

係長 農業に関しては子会社で運営を行っていましたが、統合を予定されており、親会社で農業経営を行っていくと話がありました。

議長 その他にご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第8号については、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして議案第9号 農地法第3条の規定による許可について上程いたします。4件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第9号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。申請地は〇〇外5筆で、地目は、台帳、現況ともに〇〇が畑、それ以外が田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては、高齢となり、農作業するのが困難となったため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、父親と農業経営の規模を拡大したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして2番についてご説明いたします。議案書の17ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は〇〇㎡です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、耕作する予定がないことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地で果樹栽培をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして3番についてご説明いたします。議案書の18、19ページをお願いいたします。申請地は〇〇外4筆で、地目は、台帳、現況ともに全て田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと〇〇㎡となります。譲渡人においては、当該地を相続にて取得しましたが、耕作する予定がないことから、手放したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地で水稻栽培をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして4番についてご説明いたします。議案書の20ページをお願いいたします。申請地は〇〇外1筆で、地目は、台帳が〇〇で畑、〇〇が田、現況はともに田、面積は合計〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。

所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、今回取得する面積を合わせますと〇〇㎡となります。譲渡人においては、病気で入院中であり、維持管理が不可能なため手放したいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、以前から当該地の管理をしてきましたが、水稻栽培をしたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番については、〇〇地区、〇〇地区でございます。まず、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 耕作放棄地を解消いただけるのであればありがたいです。異議ございません。

議長 続きまして〇〇地区の〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 同意見です。異議ございません。

議長 2番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 耕作放棄地でしたが、今は綺麗に管理いただいています。異議ございません。

議長 3番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 4番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 保全上も良く、異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第9号については、申請通り承認いたします。続きまして議案第10号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。2件ございますが、一括して事務局から説明願います。

係長 はい。議案第10号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。1番についてご説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は、

台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います倉庫兼駐車場用地への転用申請です。申請理由は譲渡人については、長年耕作してきましたが、だんだんと足が遠のくようになり、手放すことを決断したため、本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地を倉庫兼駐車場用地として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。

続きまして2番についてご説明いたします。議案書の22ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、地目は、台帳、現況ともに畑、面積は〇〇㎡です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います事務所兼駐車場用地への転用申請です。申請理由は譲渡人については、当該地を農地として維持管理することが困難であったため、手放したいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲受人については当該地を事務所兼駐車場用地として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第2種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「資力・信用」、「計画面積の妥当性や土地の利用見込み」、「転用行為の確実性」などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明～以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番、2番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第10号については、申請通り承認いたします。続きまして議案第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について上程いたします。なお、1番については〇〇委員が当事者でございますので、まず、1番以外についてご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第11号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書の23、24ページをお願いいたします。集積計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は8件、20筆で、面積は合計〇〇㎡となっております。また、1番から5番までが使用貸借権、6番から8番が賃借権の設定

で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。続きまして詳細についてご説明いたします。2番についてご説明いたします。議案書の26ページをお願いいたします。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年5月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして3番についてご説明いたします。議案書の27ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年5月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜・花卉栽培です。

続きまして4番についてご説明いたします。議案書の28ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年5月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして5番についてご説明いたします。議案書の29ページをお願いいたします。申請地は〇〇外11筆で、現況地目は〇〇が畑、それ以外が田、面積は合計〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年5月1日から9年5ヵ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして6番についてご説明いたします。議案書の30ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。令和6年5月1日から3年10ヵ月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして7番についてご説明いたします。議案書の31ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。〇〇の〇〇相続人代表〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。令和6年5月1日から3年10ヵ月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。

続きまして8番についてご説明いたします。議案書の32ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の株式会社〇〇です。令和6年5月1日から3年10ヵ月間の貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明を終わります。2番から4番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 5番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 6番から8番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第11号の2番から8番について、計画の決定を承認いたします。続きまして議案第11号の1番についてご審議いただきたいと思っております。〇〇委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～〇〇委員退席～それでは、事務局より説明願います。

係長 はい。議案第11号の1番についてご説明いたします。議案書の25ページをお願いいたします。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇㎡です。貸人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和6年5月1日から7年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番については、〇〇地区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議ございません。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第11号の1番について、計画の決定を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員着席～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きましてその他の事項について、事務局より報告願います。

係長 ～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について
～J R等への草刈の要望について
～令和6年度農業委員会当初予算について
～農地利用最適化補助金の支払いについて（4月25日払）

～農業委員及び農地利用最適化推進委員の応募状況について

議長 報告事項は以上でございます。他に何かご意見はございませんか。

全員 はい。

議長 なければ、次回の委員会については、令和6年5月10日（金）午後1時30分から日置川拠点公民館 2階 大会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思います。いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～楠本会長は、午後2時31分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行っています。